

短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和 年 月 日＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 〇四二―六九一―〇〇七四 （午前9時～午後5時まで）

担 当 三 村 洋 一 野 中 陽 介

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム桜の里の概要

（１）提供できるサービスの種類

施設名称 社会福祉法人多摩養育園 特別養護老人ホーム桜の里

所在地 東京都八王子市宮下町355番地

介護保険指定番号 指定短期入所生活介護事業者（東京都第1372900298号）

（２）施設の職員体制（令和8年8月1日現在）

	常 勤	非 常 勤	計
施設長	1		1
事務職員	2	2	4
生活相談員	2		2
看護職員	4	3	7
介護職員	23	2	25
栄養士（管理栄養士）	1		1
機能訓練指導員		14	14
医師		3	3
介護支援専門員	2		2

調理部門は委託となっております。

（３）施設の設備の概要

定員		80名	介助浴室	1 室	食堂	3ヶ所
居室	4人部屋	17室	特別浴室	1 室	機能訓練室	1 室
	3人部屋	2室	静養室	1 室4名	会議室	1 室
	1人部屋	6室	医務室	1 室	相談室	1 室

短期入所生活介護 併設型 2名 空床利用型 8名

3. サービス内容

- | | | |
|----------------------------|----------|-----------|
| ①食 事 | ②入 浴 | ③介 護 |
| ④機能訓練 | ⑤生活相談 | ⑥健康管理 |
| ⑦特別食の提供 | ⑧理美容サービス | ⑨レクリエーション |
| ⑩短期入所生活介護計画の作成（4日間以上の場合） 等 | | |

4. 利 用 料 金

(1) 基本料金

①施設利用料

(従来型個室の場合)

	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担金 (1割/2割/3割)
要支援1	4,884円	488円/976円/1,465円
要支援2	6,075円	607円/1,215円/1,822円
要介護度1	6,530円	653円/1,306円/1,959円
要介護度2	7,277円	727円/1,455円/2,183円
要介護度3	8,068円	806円/1,613円/2,420円
要介護度4	8,826円	882円/1,765円/2,647円
要介護度5	9,573円	957円/1,914円/2,872円

(多床室の場合)

	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担金 (1割/2割/3割)
要支援1	4,884円	488円/976円/1,465円
要支援2	6,075円	607円/1,215円/1,822円
要介護度1	6,530円	653円/1,306円/1,959円
要介護度2	7,277円	727円/1,455円/2,183円
要介護度3	8,068円	806円/1,613円/2,420円
要介護度4	8,826円	882円/1,765円/2,647円
要介護度5	9,573円	957円/1,914円/2,872円

②食 費 朝食 450円 昼食 585円 夕食 510円

③滞在費 1日あたり 915円(多床室) 1,231円(個室)

(2) その他の料金

①理美容費 別途料金

②日常生活費 1日 Aセット50円

1日 Bセット20円 全て持ち込みの場合0円

③個人のテレビ等・電気代 1日 30円

④その他

- ・上記の他レクリエーション費用、買物サービスの費用、送迎などは自己負担となります。
- ・送迎は介護保険の適用を受けることができる場合もございます。詳しくはお問い合わせください。送迎範囲は八王子市・あきる野市・福生市・羽村市・日の出町です。
- ・日常費用支払代行については別途資料をご覧ください。

（３）キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ①入所日の前日正午までにご連絡いただいた場合 | 無 料 |
| ②入所日の前日午後５時までにご連絡いただいた場合 | １日の利用料の５０％ |
| ③入所日の前日午後５時以降にご連絡いただいた場合 | |
| または、ご連絡がなかった場合 | １日の利用料の１００％ |

（４）利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

（５）支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡しいたしますので、お支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、振り込み支払い、または窓口支払いとなります。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は２ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③その他

・お客様が、サービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず指定期日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただきます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①当ホームは、昭和44年5月に開設、昭和60年に空ベッド利用でショートステイサービスを開始し、平成10年4月に全面改築後、ショートステイ専用個室2室を設けました。令和3年度八王子市老人福祉施設等整備事業で大規模改修を行った事に伴い、特別養護老人ホーム桜の里へと名称変更を致しました。開設以来、入所者の安全で快適な生活の援助に取り組んできましたが、従来から培ってきたサービス水準維持向上を目指しつつ、やすらぎとぬくもりのあるサービス提供をいたします。併設型2床、空床利用型8床で短期入所生活介護事業を行います。
- ②当ホームは、利用者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じます。
- ③当ホームは、利用者の権利保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めます。
- ④当ホームは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めます。
- ⑤当ホームは、その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
資格	有	介護福祉士 25 名 介護支援専門員 2 名
従業員への研修の実施	有	内外での研修実施
サービスマニュアルの作成	有	入浴、食事、排泄
身体的拘束	有	本人・家族の同意に基づく
変更・追加の申し込み方法	有	生活相談員受付

(3) 施設利用にあたっての留意事項

・面会

特に制限は設けておりません。他の入所者の迷惑にならぬようお願いします。

・外出、外泊

特に制限は設けておりませんが、食事の中止、薬等の準備がありますので、早めにお申し出ください。尚、当日の体調により中止とさせていただく場合もあります

・飲酒、喫煙

特に制限は設けておりませんが、喫煙は防災のため喫煙コーナーで、飲酒は医師の指示のある場合の制限、または健康管理できる範囲でお願いしております。

・金銭の管理

原則ご本人及び保証人、ご家族にお願いしております。

・所持品の持ち込み

施設には、ロッカーを設置しておりますが、スペースに限りがございます。なるべくご家庭で管理をし、面会方々、入れ替えや補充をお願い致します。

- ・宗教活動

特に制限はございません。ただし、布教活動・火気の使用、および他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。

- ・ペット

ご家庭のペットの持ち込みは禁止させていただきます。

7 緊急時・事故発生時の対応方法

- ① 事故発生時、ご利用者に容体の変化等があった場合は、事故対応指針および事故発生時の対応マニュアルに基づき、速やかに保険者や必要に応じて八王子市及び東京都に連絡するとともに、利用者のご家族等に連絡を行う等必要な処置を行います。また、在宅における介護支援専門員にも併せて連絡をいたします。
- ② 事故内容等につきましては、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、市区町村等に連絡し、報告書を作成致します。
- ③ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 緊急時災害マニュアルによる
- ・防災設備 自動通報システム・スプリンクラー・火災報知器
屋内消火栓・消火器等設置
- ・防災訓練 毎月1回以上（訓練内容は消防署へ提出）
- ・防火責任者 内藤 昭彦

9 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続き

身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法

- ① 当ホームは、身体的拘束廃止委員会を設置し、同委員会において利用者の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認します。
- ② 当ホームは、上記3要素の全てに該当する場合、身体的拘束に関する説明書を作成し、利用者・その家族に説明し同意を得るものとする。また、同意に基づいて身体的拘束等を行う場合はその理由、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録します。
- ③ 施設長・看護職員・生活相談員・主任介護職員・介護職員・介護支援専門員は、身体的拘束廃止委員会の委員として上記の協議を行います。
- ④ 身体的拘束廃止委員会において協議を行う事が出来ない夜間・深夜帯に身体的拘束等が必要となった場合は、速やかに施設長に連絡して指示を仰ぐものとする。また、施設長に連絡がつかなかった場合については、生活相談員に連絡して指示を仰ぐものとする。この場合、生活相談員は速やかに施設長に報告するように努めます。

- ⑤ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底をいたします。
- ⑥ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ⑦ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- ⑧

10 虐待防止対応

- ① 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、入居者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じます。
- ② 虐待防止を図るため、施設内における人権擁護委員会を設置し定期的又は虐待発生時の都度開催いたします。
- ③ 虐待防止対応責任者は、人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を入居者及びご家族等に啓発します。
- ④ サービスの質の向上を図るため、虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示いたします。
- ⑤ 提供されたサービスの内容において、虐待と感じられた場合、ご不明な場合には「11 サービス内容に関する相談・苦情」に示す責任者・担当者へお問い合わせください。
- ⑥ 虐待の通報は、「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けをいたします。

電 話 042-691-0074
 虐待防止対応責任者 施 設 長 内藤 昭彦

11. サービス内容に関する相談・苦情

利用者又はご家族等は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができます。その場合速やかに事実関係を調査し、必要に応じて苦情解決委員会を開催し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について、利用者又はご家族等に1ヵ月以内に報告いたします。

① 施設ご利用者相談・苦情

電話 042-691-0074
 苦情解決責任者 施設長 内藤 昭彦
 苦情受付担当者 福祉係 三村 洋一

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 03-6238-0177
 区市町村名 八王子市 担当 高齢者福祉課 042-620-7420

12 第三者評価の実施状況

当ホームでは、より良いサービスの実施を目指して、東京都福祉サービス第三者評価（利用者に対する調査）を実施します。この評価は、東京都福祉サービス評価推進機構によって認証されている評価機関が実施します。利用者又はご家族等がサービスを選択するため、そして事業の透明性を確保するための情報提供を行うとともに、評価結果をとうきょう福祉ナビゲーションに公開します。

利用者に対する調査	
直近の実施年月日	2024年10月17日～2025年1月8日
評価機関名称	特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター

福祉サービス第三者評価	
直近の実施年月日	2025年10月2日～2026年2月18日
評価機関名称	特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター
開示状況	とうきょう福祉ナビゲーション http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm

13. 施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 多摩養育園
 代表者役職・氏名 理事長 足利 正 哲
 本部所在地 東京都八王子市八木町8-11

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業

養護老人ホーム檜の里の設置経営
 養護老人ホーム竹の里の設置経営
 特別養護老人ホーム桜の里の設置経営
 特別養護老人ホーム桜の里の設置運営
 障害者支援施設精華の設置経営
 救護施設光華の設置経営

第二種社会福祉事業

保育所光明第一保育園の設置経営
 保育所光明第二保育園の設置経営
 保育所光明第五保育園の設置経営
 保育所光明第六保育園の設置経営
 保育所光明高倉保育園の設置経営
 保育所八王子市立石川保育園の指定管理
 保育所光明府中南保育園の設置経営
 幼保連携型認定こども園光明第三こども園の設置経営
 幼保連携型認定こども園光明第四こども園の設置経営
 幼保連携型認定こども園光明第七こども園の設置経営
 幼保連携型認定こども園光明第八こども園の設置経営
 短期入所生活介護事業（桜の里）の経営
 短期入所生活介護事業（桜の里）の経営
 老人短期入所事業（竹の里）の受託経営
 障害福祉サービス事業（短期入所 精華）の受託経営
 障害福祉サービス事業（共同生活介護・共同生活援助 輝）の設置経営
 府中市立介護予防推進センターの指定管理
 八王子市高齢者あんしん相談センター大横の指定管理

公益目的事業

居宅介護支援事業 桜の里ケアマネジメントセンター

令和 年 月 日

短期入所生活介護のご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

短期入所生活介護事業所 東京都第1372900298号
<事業者> 社会福祉法人多摩養育園 特別養護老人ホーム桜の里
<住所> 東京都八王子市宮下町355番地
施設長 内藤 昭彦 印

<説明者> 福祉係
氏 名 三 村 洋 一 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏 名 印

代理人 住所
氏 名 印